
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.149 2018/12/19

1 ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて

12月17日、厚生労働省は薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会の標記報告書を公表した。その主な内容は次の通り。

「ゲノム編集技術」は、一般に、DNAを切断する酵素を用いて、外部からの遺伝子の挿入だけでなく既存の遺伝子の欠失や塩基配列の置換など、ゲノムの特定の部位を意図的に改変することが可能な技術であり、これまでのところ、主としてその遺伝子の機能の喪失に利用されている。

現状のゲノム編集技術応用食品は、

- ・塩基配列を切断、再結合の際に変異が生じる場合
- ・塩基置換のための鋳型を併せて用いる場合
- ・一定の大きさの遺伝子または制御配列を導入する場合

のようにゲノム編集技術における変異の誘導の結果として生じる塩基配列により、3つのタイプに分類することができる。

ゲノム編集技術応用食品の食品衛生上の取扱い

- ゲノム編集技術応用食品の中で、導入遺伝子及びその一部が除去されていないものは、組換えDNA技術に該当し、規格基準に基づく安全性審査の手続きを経る必要があること。
- ゲノム編集技術応用食品の中で、導入遺伝子及びその一部が残存しないことに加えて、人工制限酵素の切断箇所の修復に伴い塩基の欠失、置換、自然界で起こり得るような遺伝子の欠失、さらに結果として1～数塩基の変異が挿入される結果となるものは、組換えDNA技術に該当しないこと。また、それらの変異は自然界で起こる切断箇所の修復で起こる変化の範囲内であり、組換えDNA技術に該当しない従来の育種技術でも起こり得ると考えられることから、遺伝子組換え食品とは異なる扱いとすると整理することは妥当であること。

他方、開発した食品が従来の育種技術を利用して得られた食品と同等の安全性を有すると考えられることの確認とともに、今後の状況の把握等を行うため、当該食品に係る情報の提供を求め、企業秘密に配慮しつつ、一定の情報を公表する仕組みをつくるのが適当であること。

ゲノム編集技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の取扱い

- 添加物については基本的に成分規格が公定されているという前提に立ち、食品と同等あるいはそれより緩和した取扱いにすることが適当であること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203059_00007.html